

平成30年度公益社団法人宮古法人会 通常総会開催



239名(本人46、委任状193)が出席し提出議案が審議されました。

第6回(通算36回)通常総会が6月5日(火)、浄土ヶ浜パークホテルにおいて石田浩二宮古税務署長、中山忠人沿岸広域振興局県税室長、佐藤廣昭宮古市副市長等多数の来賓参加のもと開催されました。

寺崎勉会長あいさつの後、議事録署名人に吉川義浩氏(吉川建設株)と志賀政信氏(有)福島屋)の2名を選出し議事が開始。事務局より、理事会の決議事項である平成29年度事業報告、平成30年度事業計画、平成30年度収支予算、宮古法人会正副会長会運営規則及び宮古法人会寄付金等取扱規程の制定について報告。決議事項として平成29年度収支決算及び辞任した理事1名の補充について原案のとおり承認されました。

目次

通常総会	1
優良経理担当者表彰	2
部会報告会・支部報告会	2
行動する法人会	3~6
通常総会記念講演会・女性部会研修会	3
研修会・全国大会	4~5
社会貢献活動	5~6
紙上講演会	7~8
税務署からのお知らせ	9~10
トピックス	11

contents

ゆきまち企画の事業と理念の発表会

法人会のキャッチフレーズ

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を
内税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

法人会の基本的指針

優良経理担当者表彰 ~4名の方が受賞~



事業所名	受賞者名
宮古漁業協同組合	小林 猛男 氏(写真左)
小山田電業株式会社	漆田 正子 氏(写真中)
リアス環境管理株式会社	川原田優美子 氏(写真下)
横田建設株式会社	佐々木あい子 氏

受賞のみなさん

おめでとうございます。

部会報告会・支部報告会



青年部会報告会



女性部会報告会



岩泉支部報告会

宮古法人会青年部会報告会(6.25)、女性部会報告会(5.16)、山田支部報告会(6.25)、岩泉支部報告会(5.11)及び田野畑支部報告会(5.8)がそれぞれ開催され、平成30年度の事業計画等が審議されました。報告会終了後には交流会が行われ情報交換や会員相互の交流を深めました。

行動する法人会

通常総会記念講演会

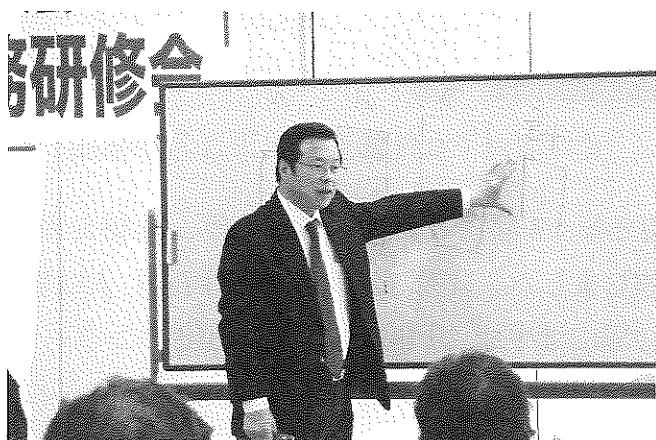


講師に前大船渡市長、岩手県遺族連合会の甘竹勝郎会長を迎えて「大切な命」と題して講演していただきました。甘竹会長は、明治三陸津波や関東大震災など過去の災禍とともに、東日本大震災直後の大船渡市に押し寄せる津波の様子を見せながら、命の尊さを話されるとともに、「生き残った我々は犠牲者の分までしっかりしないといけない」と呼びかけられました。

日中戦争、太平洋戦争において岩手県内では軍人・軍属や動員学徒ら約3万8000人が犠牲となりました。甘竹さんは自分が1歳のころに戦争で父を亡くしたこと、父の戦没地のフィリピンでの慰靈巡拝(国主催)に、市遺族会会長として参加し、祈りをささげてきた時の様子や思いを伝えながら、多くの悲しみに触れ、死者の心情を思うと涙が止まらなかった」と振り返えるとともに「戦争は絶対にダメです」と強く訴えておられました。

最後にモンテルバ収容所*の全受刑囚の日本送還と死刑囚の無期への減刑のきっかけともなった渡辺はま子の“ああモンテルバの夜はふけて”を唄って講演は終了しました。聴講者の中には目頭を押さえる人も・・・。(＊フィリピン・マニラ近郊にあり日本人戦犯が収容されていた刑務所で、17人の日本人が処刑された。1953年7月、当時のキリノ大統領の特赦により、108人の受刑者全員が帰国した。)

女性部会税務研修会・ガーデニング講習会



5月16日(水) 女性部会は部会報告会終了後に石田浩二宮古税務署長を講師にお招きし「最近の相続・贈与周辺事情」と題して講話をいただきました。家族形態の変化、民法改正は相続税にも影響。争族にならないよう考える必要があると話されました。その後、女性部会らしくガーデニング講習会を開催し終了しました。

消費税軽減税率制度説明会



平成 31 年 10 月 1 日、消費税率引き上げと同時に実施される軽減税率制度に向け経営者&実務担当者向け消費税軽減税率制度説明会が 5 月 28 日(月) 及び 5 月 31 日(木) の 2 回に分け宮古市内のホテルを会場に開催されました。講師に宮古税務署の法人課税部門館崎 薫氏、個人課税部門加藤和幸氏の両統括国税調査官が担当。この説明会は、宮古商工会議所、宮古青申会、宮古間税会主催、宮古税務署、宮古法人会共催で開催、2 回の説明会に 100 名の方々が参加しました。

第13回 法人会全国女性フォーラム山梨大会 「輝こう！名峰富士のもと～今を創る女性の力」!!



記念式典



大井富喜子女性部会長以下 3 名が参加

4 月 12 日(木) 山梨県甲府市のアイメッセ山梨で第 13 回法人会女性フォーラム山梨大会が開催され全国の法人会女性部会員約 1600 名が参加しました。4 月 12 日は「人は石垣、人は城」と人の絆を大切にした戦国武将 武田信玄の命日。会場には平成 29 年度税の絵はがきコンクール入賞作品が展示されたほか山梨県内女性部会の社会貢献活動や租税教育の様子が紹介され、今後の宮古法人会女性部会の活動の参考とすることことができました。

法人会における女性部会の役割には、年々大きな期待が寄せられておりまます。女性部会では、部会員の資質向上と情報共有による法人活動のさらなる充実、活性化を目的に、毎年、全国女性フォーラムが開催されております。

来年は 4 月 25 日(木) に富山県富山産業展示館(テクノホール)にて開催される予定です。

税務研修会



8月20日(月) ホテル近江屋において青年部会・女性部会主管の税務研修会が開催されました。講師に今年7月の定期人事異動で宮古税務署法人課税部門統括国税調査官に着任された田代英紀氏(山田町出身)をお招きし、「私と法人会・最近の税制改正等」と題して、来年10月から実施される消費税の軽減税率制度等についてお話をいただきました。

社会貢献活動



浄土ヶ浜の美化活動

女性部会(大井富喜子部会長)は、7月4日(水)部会員12名が参加し、浄土ヶ浜第一駐車場からレストハウスまでの清掃活動を実施しました。今年は、室蘭一宮古間に岩手県として初めてのフェリー就航。観光客のおもてなしは、環境整備からということもあり例年よりも気合十分に清掃活動を実施しました。



福祉施設の環境整備

岩泉支部(田鎖政夫支部長)は、8月4日(土)支部会員14名が参加し、岩泉町特別老人ホーム百楽苑(分田悦子苑長)の草刈等環境整備作業を実施しました。

～県の内外から岩泉町へ義援金～



5月11日（金）胆江法人会（佐藤剛会長）から岩泉町へ平成28年台風10号災害の支援として預っていた義援金を岩泉町へ寄付しました。これは、胆江法人会のチャリティ落語会入場料の一部とゴルフコンペチャリティ基金等で、岩泉支部報告会の席で寺崎勉宮古法人会会长から末村祐子副町長へ目録が手渡されました。

7月17日（火）岩手県法人会連合会青年部会連絡協議会（鳥居清孝会長 写真右）は静岡県連清水法人会・神奈川県連緑法人会及び岩手県連からの義援金を岩泉町台風10号豪雨災害生活橋復旧支援金として中居健一町長へ目録が手渡されました。町では73か所の個人所有の生活橋が流出し、公共の橋と違って生活橋にはなかなか予算配分が難しく復旧が遅れている状況にあります。

山田町植樹祭2018開催 宮古法人会も協賛



左より佐藤信逸山田町長、細川護熙理事長、寺崎勉宮古法人会会长



AIG損保㈱と宮古法人会協賛



植樹風景

東日本大震災の津波で大きな被害に遭った山田町で8月25日（土）、山田町と（公財）鎮守の森プロジェクト（理事長・細川護熙元首相）主催の植樹祭が開かれました。はじめに尊い人命を奪った船越湾に向かい、全員で黙とうをささげた後、細川護熙元首相も同席し開会式が行われました。その後、県の内外からのボランティア約330名で山田町船越田の浜地区の津波防災緑地公園にタブノキやケヤキなど25種類3000本の苗木を植えました。宮古法人会からも寺崎会長、阿部山田支部長はじめ会員、家族、友人等41名がボランティア参加しました。植樹した苗木は15～20年後には高さが25メートルに育ち防潮林ができ、住宅地に到達する津波の威力を弱めたり、引き潮で漂流する家や車を受け止めるほか、防火林としての効果も期待できます。岩手県での植樹祭は初めて、東日本大震災被災地では5か所目となります。

高齢者雇用から見た働き方改革の3条件

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

◎やる気カンパニーをつくる

高齢者雇用は、いま問題になっている働き方改革の宝庫である。それは、高齢者を活性化する具体策が生産効率をベースに、働きやすい職場づくりをしているからである。企業の存続と成長を図るために、生産性の問題と人がよりよく働くための職場づくりとを共存させる必要がある。真の効率は、労働生産性の向上に委ねられ、この労働生産性を左右する主役は、働く人だからである。効率と働きやすさが共存している会社は、まさに「やる気カンパニー」なのだが、こうした高齢者対策から導き出せる働き方改革の条件は、3つある。第1条件は、だれでも、ラクに、安全に生産効率が追求できる生産システム。第2条件は、社員がおもしろく、働き甲斐、生きがいをもって働くことのできる職場づくり。第3条件は、多様な選択肢のある制度が用意されているか。

◎社員ファーストで、効率、働き甲斐追求

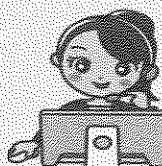
この3条件を整備している「やる気カンパニー」が、栃木県にあるN社。この会社は、高齢者と主婦という限られた社員で生産性をあげるにはどうするかをまず追求し、「人は人らしい仕事をする、機械は機械らしい仕事をする」というコンセプトのもとに、社員の身体的、精神的な負担になる生産機器は、すべて使いやすいオリジナル専用機に改善した。

この改善は、機器の開発改良からレイアウト、さらに職場要員とその勤務態様の問題

まで、社員のチームで分析、実行された。これらの改善については、経営層からの指示命令は一切出さない。この社員ファーストの考え方は、今後の働き方改革のヒントになる。生産性を追求する場合、作業速度を決めるのは、作業者の能力に加え、「意気込み」が重要な役割を演ずる。その「意気込み」を生む条件を簡単な言葉に置き換えると、使いやすい、疲れにくい、快適だ、判断しやすい、安全だ、能率的だ、満足だ、などとなり、「やる気カンパニー」の第1,2条件をクリアすることになる。

◎生活ニーズにより選択できる制度づくり

この会社は、また、人事、賃金、教育、勤務制度などを社員ファーストで改訂した。会社が農村地帯にあり、兼業の社員も多いことから、勤務態様も、通常勤務、一定時間勤務、半日就労、ジョブペアなど多様な制度を用意している。賃金制度も、月給、日給、時間給などから選択できる。大量生産型の働き方から多品種少量生産型の働き方へ改革するヒントが、ここにある。「社長もわがまま、社員もわがまま、会社はそれを実現する場だ」といった社長の言葉がそのことを言いあらわしている。



【筆者紹介】

長嶋俊三(ながしま・しゅんぞう) 1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より(財)高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』(清家篤慶應義塾大学教授と共に著、講談社刊)、『エージレス就業社会』(共著、日本能率協会マネジメントセンター刊)などがある。

日大アメフト不祥事の教訓

日刊工業産業研究所 所長 岡田直樹

監督やコーチの指示に従わなければ選手生命を絶たれるかもしれない。恐怖政治のような上下関係のもとで権力が暴走すると、歯止めがかからず、人を狂気に走らせる。日本大学アメリカンフットボール部の悪質タックル問題は、冷徹な組織の掻が温床になったことを、不正が相次ぐ産業界は警鐘を受け止めたい。日大アメフト部では、選手が監督と言葉を交わす機会は皆無に近く、監督は雲の上の絶対権力者であったことが、選手の証言から明らかになっている。本来は厳しい指導を和らげる緩衝剤になるはずのウエットな人間関係が欠如し、命令系統だけ機能しているところが、稚拙で、不気味で、いかにも今日的である。

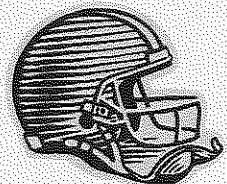
この『乾き切った権力構造、を企業に当てはめると、経営破綻を招く要因そのものではないか。現場や現実を軽視するワンマン社長。社内に忖度が横行し、挙句は損失隠しなど企業の存立にかかわる重大事が発覚する。謝罪会見を開くも、逆に世間の不信感を強め、ネット上での炎上に油を注いでしまう。日大が上場企業なら株主の信任を失い、市場から退場を宣告されているだろう。

モノづくりの根幹を担う大企業で、品質・検査データの改竄といった不正が止まらない。社内から報告があっても上層部が見て見ぬふりをしたり、なかには経営層が関与していたり、

隠蔽を指示したりするケースもある。一強体制のもとで忖度が蔓延ると、現場はますます都合の良い情報しか幹部に報告しなくなる。

そのうえで「忖度や社内調整が出世の条件と気づけば、出世願望の強い社員ほど忖度のワザに磨きをかけ、幹部の意向を変えることはしなくなる。事業環境が安定しているうちはいいが、いったん環境変化が起きると弊害が噴出し、企業は破綻へ向かう」と警告する。組織人のひとりとして、周囲で忖度らしきものを見聞きしたら、加担しない分別は持ち続けたいと思う。

「相手の気持ちを慮って行動する」。忖度は中国最古の詩集「詩經」に由来し、いつしか日本人の奥ゆかしさや気遣いを表すようになった。それが森友・加計問題をきっかけに「あなたのため」と見せかけて、内実は自己保身や見返りを期待するTV時代劇の『越後屋的』な毒気を帯びてしまったのは残念だ。悪質タックルをした学生には、忖度上手とは対極の正々堂々とした人生を歩んでほしいし、何より産業界がフェアプレーの手本を示すべきだろう。



【筆者紹介】

岡田直樹（おかだ・なおき） 略歴 1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省などの官庁を担当。デスク、論説委員、論説委員長などを経て、日刊工業産業研究所長。埼玉県出身、59歳。

*イラストは1部2部とも法人会事務局挿入

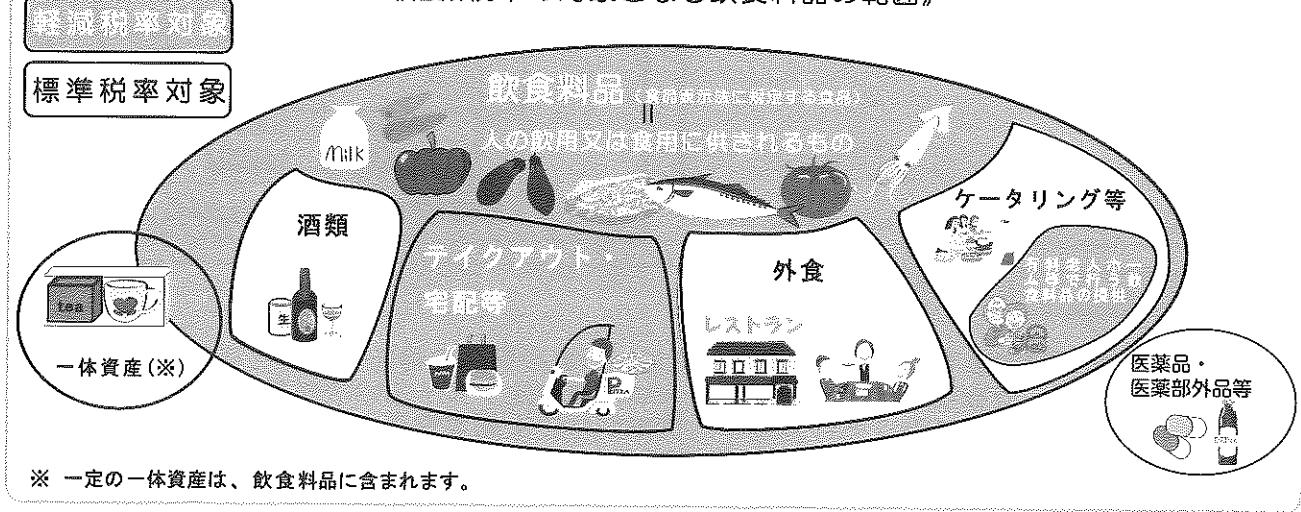
税務署からのお知らせ

平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の
一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



飲食料品の売上又は仕入れの 両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行なうことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
飲食料品の売上又は仕入れの 一方がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行なう等の対応が必要となります。
飲食料品の売上又は仕入れの 一方ある免課税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。



〈平成30年7月〉国税庁

問合せ窓口

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年 月 日	摘要		税 区分	借方 (円)
11 30	△△商事㈱	11月分 日用品	10%	88,000
11 30	△△商事㈱	11月分 食料品	8%	43,200
②	①	③		④

《請求書の記載例》

- ① 分区記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

⑤	請求書	①		
△△商事㈱		平成XX年11月30日		
11月分 131,200円（税込み）				
②	日付	品名	金額	
11/1	魚	※	5,400円	
11/1	牛肉	※	10,800円	
11/2	チキン・パ	ー	2,200円	
			合計	131,200円
			10%対象	88,000
			8%対象	43,200
				※は軽減税率対象品目

問い合わせ窓口に関する質問

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

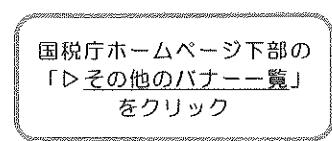
【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

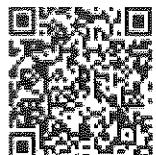
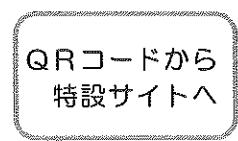
問い合わせ窓口に関する質問

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）とつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただることとしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



消費税軽減税率制度

又は



電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出
などの手続が
インターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、
自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、
本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から
5年間、税務署から
書類の提出又は
提示を求められる
ことがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp